2024年２月６日
中国電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、改正法附則第18条第４項の規定にもとづき届出を行なった電気特定小売供給約款（2024年４月１日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則４（料金前払契約についての特別措置）に定める料金前払割引に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で四捨五入しております。

（１）Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
	円 銭		円 銭	
定額電灯				
需要家料金				
１契約につき	104.50		9.50	
電灯料金				
10ワットまでの１灯につき	115.38	(▲0.12)	10.49	(▲0.01)
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	209.20	(▲0.27)	19.02	(▲0.02)
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	396.92	(▲0.50)	36.08	(▲0.05)
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	584.61	(▲0.76)	53.15	(▲0.07)
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	960.00	(▲1.26)	87.27	(▲0.11)
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	480.07	(▲0.63)	43.64	(▲0.06)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの１機器につき	376.34	(▲0.39)	34.21	(▲0.04)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	667.96	(▲0.76)	60.72	(▲0.07)
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	333.98	(▲0.39)	30.36	(▲0.04)
従量電灯Ａ				
最低料金				
１契約につき最初の15キロワット時まで	759.68	(47.01)	69.06	(4.27)
電力量料金				
15キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	32.75	(▲0.08)	2.98	(▲0.01)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	39.43	(▲0.08)	3.58	(▲0.01)
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	41.55	(▲0.08)	3.78	(▲0.01)
従量電灯Ｂ				
基本料金				
契約容量１キロボルトアンペアにつき	447.97	(16.07)	40.72	(1.46)
電力量料金				
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30.06	(▲0.08)	2.73	(▲0.01)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36.15	(▲0.08)	3.29	(▲0.01)
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	38.02	(▲0.08)	3.46	(▲0.01)

（注）（ ）内には，特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
臨時電灯Ａ				
１日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11.94	(▲0.04)	1.09	(0.00)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	23.91	(▲0.05)	2.17	(0.00)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	23.91	(▲0.05)	2.17	(0.00)
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	239.00	(▲0.58)	21.73	(▲0.05)
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	239.00	(▲0.58)	21.73	(▲0.05)
臨時電灯Ｂ				
最低料金				
１契約につき最初の15キロワット時まで	928.93	(46.41)	84.45	(4.22)
電力量料金				
上記をこえる１キロワット時につき	44.93	(▲0.12)	4.08	(▲0.01)
臨時電灯Ｃ				
基本料金				
契約容量１キロボルトアンペアにつき	528.78	(16.07)	48.07	(1.46)
電力量料金				
１キロワット時につき	41.04	(▲0.12)	3.73	(▲0.01)
公衆街路灯Ａ				
需要家料金				
１契約につき	99.00		9.00	
電灯料金				
10ワットまでの１灯につき	110.16	(▲0.12)	10.01	(▲0.01)
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	201.50	(▲0.27)	18.32	(▲0.02)
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	384.27	(▲0.50)	34.93	(▲0.05)
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	567.01	(▲0.76)	51.55	(▲0.07)
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	932.50	(▲1.26)	84.77	(▲0.11)
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	466.25	(▲0.63)	42.39	(▲0.06)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの１機器につき	360.94	(▲0.39)	32.81	(▲0.04)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	644.86	(▲0.76)	58.62	(▲0.07)
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	322.43	(▲0.39)	29.31	(▲0.04)
公衆街路灯Ｂ				
最低料金				
１契約につき最初の15キロワット時まで	727.78	(47.01)	66.16	(4.27)
電力量料金				
上記をこえる１キロワット時につき	31.47	(▲0.08)	2.86	(▲0.01)
公衆街路灯Ｃ				
基本料金				
契約容量１キロボルトアンペアにつき	409.47	(16.07)	37.22	(1.46)
電力量料金				
１キロワット時につき	29.15	(▲0.08)	2.65	(▲0.01)
低圧電力				
基本料金				
契約電力１キロワットにつき	1,163.92	(16.07)	105.81	(1.46)
電力量料金				
１キロワット時につき				
夏季料金	26.80	(▲0.18)	2.44	(▲0.02)
その他季料金	25.51	(▲0.18)	2.32	(▲0.02)

（注）（ ）内には，特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料金率		消費税等相当額	
臨時電力				
定額制供給の場合				
契約電力１キロワット１日につき	295.45	(▲1.22)	26.86	(▲0.11)
従量制供給の場合				
電力量料金				
１キロワット時につき				
夏季料金	31.30	(▲0.28)	2.85	(▲0.03)
その他季料金	29.82	(▲0.28)	2.71	(▲0.03)
農事用電力Ａ（かんがい排水需要）				
基本料金				
契約電力１キロワットにつき	839.97	(16.07)	76.36	(1.46)
電力量料金				
１キロワット時につき				
夏季料金	22.61	(▲0.18)	2.06	(▲0.02)
その他季料金	21.68	(▲0.18)	1.97	(▲0.02)
農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）				
定額制供給の場合				
契約使用期間				
最初の30日まで				
契約電力				
0.5キロワット	4,362.88	(0.00)	396.63	(0.00)
１キロワット	6,629.30	(0.00)	602.66	(0.00)
２キロワット	11,239.44	(0.00)	1,021.77	(0.00)
３キロワット	15,877.74	(0.00)	1,443.43	(0.00)
４キロワット	19,482.71	(0.00)	1,771.16	(0.00)
５キロワット	23,098.30	(0.00)	2,099.85	(0.00)
30日をこえる１日につき				
契約電力				
0.5キロワット	56.03	(0.00)	5.09	(0.00)
１キロワット	94.85	(0.00)	8.62	(0.00)
２キロワット	200.41	(0.00)	18.22	(0.00)
３キロワット	303.85	(0.00)	27.62	(0.00)
４キロワット	414.84	(0.00)	37.71	(0.00)
５キロワット	522.60	(0.00)	47.51	(0.00)
農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）				
定額制供給の場合				
契約電力１キロワットにつき				
最初の30日まで	10,622.68	(▲49.80)	965.70	(▲4.53)
30日をこえる１日につき	354.08	(▲1.66)	32.19	(▲0.15)

（注）（ ）内には，特殊変動費等に係る料金を内数として記載

（２）附則４（料金前払契約についての特別措置）に定める料金前払割引額

単　　位	料金前払割引額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
１需給契約ごと１月につき	22.00	2.00